

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和2年2月28日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1番 竹内 清	2番 井澤 茂治
3番 宇井 忠朗	4番 山本 功
5番 中井 利治	6番 森島 隆詞
7番 森本 豊	9番 浅田 清隆
10番 松尾 純一	11番 井上 和也
13番 岩井 三郎	14番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

8番 上西 敏夫	12番 草嶋 邦子
----------	-----------

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田博司	尾崎 庄平
中川 茂成	米澤 貞幸
杉島 勝久	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 上村 篤司

7、議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請（知事権限）に係る意見について
議案第3号 令和元年度農用地利用集積計画（第10次）の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について（専決処理について）

8、署名委員

3番 宇井 忠朗	4番 山本 功
----------	---------

9、閉会の日時 令和2年2月28日午後2時40分

審議の経過

議長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和2年第3回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員さんは14名中12名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員さんにおかれましては、5名中5名の方に出席をいただいております。

委員の皆様には、お忙しいところ、農業委員会総会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の署名委員さんは、3番、宇井委員さん、4番、山本委員さんのお二人にお願いいたします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

1ページをお開きいただきたいと思っております。1番でございます。

朗読。

場所につきましては、2ページをごらんいただきたいと思っております。ほうその運動公園の南側に位置するところでございます。

本件の譲り受け人につきましては、申請地に挟まれた間の土地の所有者の方でございます。所有の営農地全てを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきましても、要件を満たしておられます。また、耕作によりまして、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。以上、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

1番については、地区担当委員さんの松尾委員さんが現地確認を行っておられますので、補足説明を願います。

松尾 10番、松尾です。

ただいま事務局より提案の説明のありましたとおり、2月21日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。現地は、農地として十分に管理及び耕作されている状況でありました。また、今後も営農継続が見込まれますので、地元農業委員として何ら問題ないものと考えます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案について審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

(な し)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、許可に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
3ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

場所につきましては、4ページをごらんいただきたいと思います。山田川北側で高橋と相
和橋の間に位置するところでございます。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の
区域、または市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で、住宅施設が連担している区域
で、第3種農地と判断されます。また、一般基準につきましては、転用目的が妥当で、目的
実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。した
がいがまして、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考
えております。以上、よろしくお願いたします。

議 長 議案第2号は、地区担当委員さんの山本委員が現地確認を行っておられますので、補足説
明を願います。

山 本 4番、山本です。

ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、2月26日、太田会長と上村局長との
申請のありました現地を確認しました。現地は、住宅地の中にある農地で、必要な部分を分
筆して農家用住宅を建築することとなっています。農家用住宅についても問題なく、隣接地
への影響もなく、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、議案について審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

(な し)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号、許可相当の意見をつけて知事に進達することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第3号、令和元年度農用地利用集積計画（第10次）を議題とします。
それでは、議案第3号について、1番から3番について、事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号、5ページをごらんいただきたいと思います。令和元年度農用地利用集積計画（第10次）の決定についてでございます。

朗読。

次のページをお開きいただきたいと思います。1番でございます。

朗読。

8ページをお開きいただきたいと思います。経営状況でございます。

朗読。

場所につきましては、9ページをごらんいただきたいと思います。精北小学校の南側に位置するところでございます。

続きまして、6ページ戻っていただきまして、2番でございます。

朗読。

この方につきましては、現在死亡されておまして、まだ相続のほうが確定がされておりません。相続人の方が数名おられまして、その方々から利用権設定代表届を出していただいております。その方の名義で今回申請が出されております。

朗読。

10ページをお開きいただきたいと思います。経営状況でございます。

朗読。

場所につきましては、11ページをごらんいただきたいと思います。株式会社モリシタの西側に位置するところでございます。

6ページに戻っていただきまして、3番でございます。

朗読。

12ページをお開きいただきたいと思います。農業経営状況でございます。

朗読。

場所につきましては、13 ページをごらんいただきたいと思います。精華町水道事務所の南側に位置するところでございます。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、本件の議案、1番から3番について審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

(なし)

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、議案第3号、1番から3番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号、1番から3番についての計画は決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号、4番でございますが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、井上委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

(井上委員退席)

議長 それでは、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

経営状況につきましては、14ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

場所につきましては、15ページをごらんいただきたいと思います。菅井地区の東に位置するところでございます。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

(なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第3号、4番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号、4番は決定いたしました。
井上委員が着席するまでしばらくお待ちください。

(井上委員着席)

議 長 井上委員にお伝えします。議案第3号、4番は決定いたしました。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
事務局より報告願います。

事務局 それでは、報告第1号でございます。16ページをお開きください。農地法第18条第6
項の規定による通知でございます。1番でございます。

朗読。

場所につきましては、18ページをごらんいただきたいと思います。アル・プラザの西側
に位置するところでございます。

16ページに戻っていただきまして、2番でございます。

朗読。

場所につきましては、19ページをごらんいただきたいと思います。柘榴浄水場の南側に
位置するところでございます。

16ページに戻っていただきまして、3番でございます。

朗読。

場所につきましては、20ページをごらんいただきたいと思います。里区集会所の南側に
位置するところでございます。この分につきましては、Bとなっておりますが、AとBと、こ
の65-Bの上側、上側っていうか、西側になるんですけども、この土地が1つの土地にな
っておりまして、この1つの土地をA、Bという形で分けて、2人の方に小作をされてた
ということになっております。Aのほうはもう既に小作解約されておりまして、今回、Bのほ
うが小作解約されるという形になってございます。

続きまして、17ページをお開きいただきたいと思います。4番でございます。

朗読。

場所につきましては、21ページをごらんいただきたいと思います。精華町水道事務所の
南側に位置するところでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。

この際、何かご質問等ございませんか。

(な し)

議 長 なければ、報告第1号を終わります。

議 長 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届け出の受理についてでございます。
事務局より報告願います。

事務局 それでは、22ページをお開きいただきたいと思います。

農地法第4条第1項8号の規定による届け出についてでございます。

朗読。

次ページをごらんいただきたいと思います。163、乾谷地から奈良市押熊に抜ける精華・
平城線の東側に位置するところでございます。以上です。

議 長 専決処理しました件でございますが、この際、何か質問等ございませんか。

(な し)

議 長 なければ、報告第2号を終わります。

<その他>

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会についてお諮りします。

4月7日火曜日、13時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかが
でしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、次回の総会を4月7日火曜日、13時30分からと決定いたします。後日、開催
については文書で通知いたします。

これをもって本日の予定しておりました議事は全て終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり慎重な審議をいただき、また、議事進行にご協力を賜りあ
りがとうございました。

これをもちまして総会を閉会させていただきます。

時に午後2時40分